



令和6年6月3日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿

全国青年税理士連盟
会長 富川 和將
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル7F
電話 03-3354-4162

申告書等控への收受日付印押なつ取りやめ反対の提言を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年1月より国税庁が実施する申告書等控えへの收受日付印押なつを取りやめる件（以下、本件といいます。）について、当連盟は貴会に対し、すでに令和5年6月12日付及び同11月28日付で反対意見を述べているところです。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災者の声を聞いたところ、被災した状況下ではパソコンの滅失や通信網の遮断等により、簡単には電子申告に対応できず、また申告をするためだけにパソコンを購入しネット環境をそろえるのは費用負担が大きい等、本件を憂慮する声が多数ありました。

私たちの視察は4月上旬でしたが、震災から3ヵ月経ってもなお上下水道や道路などのインフラが復旧していない地域は多数あり、被災者は日常生活の再建が最優先という状況です。今後、被災した納税者は雑損控除を適用した確定申告書や各種申請書を提出することになると思いますが、税務の取扱いに関して税務署に出向き、あらかじめ自身で記入した申告書等の内容を確認したうえで提出する場合や、後日あらためて申告書等を郵送することが考えられます。

今回の能登半島地震被災地には税理士が関与していない納税者も多数おり、本件に関する周知も行き届いていないことが予想され、このような状況下で本件が実施されれば、紙媒体で申告書等を提出した被災地の納税者は、收受日付印が押なつされた控えを受け取れず、申告書等を提出したことを証する書類等を取得するための追加の手間や費用を強いられることとなります。

昨今の日本の大規模な災害発生頻度を鑑みれば、国内どこであっても大規模な災害が生じる可能性はあり、災害発生後の申告では、今回の能登半島地震と同じように税務署へ出向き、その場で若しくは後日あらためて紙媒体で申告書等を郵送する納税者が多数生じることは容易に想像できます。

このような我が国の事情を鑑み、デジタルと紙媒体を上手く併用し、被災地の納税者に対しても不便を強いることのない税務行政となるよう、貴会におかれましては、あらためて国税庁に対し、本件の白紙撤回を求め、かつ納税者に対して配慮ある提言をされるよう強く要望します。

以上